

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

TIGTA による FATCA に対処する追加措置の勧告

2022 年 5 月 12 日

2022 年 4 月 7 日、米国財務省税務管理監査官室（Treasury Inspector General For Tax Administration：以下「TIGTA」）は、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）が外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act：以下「FATCA」）に基づき収集した情報を納税者のコンプライアンス向上のために利用する取り組みを評価するために、監査を実施し、その報告書「FATCA に基づく申告及び報告の不遵守に対処するため必要な追加措置」（「[Additional Actions Are Needed to Address Non-Filing and Non-Reporting Compliance Under the Foreign Account Tax Compliance Act](#)」（TIGTA ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。

当該報告書には、当初予定された FATCA の目的が達成されていないとして、IRS 大規模法人（Large Business and International Division：以下「LB&I」）局長への 6 つの勧告が行われている。本ニュースレターでは、当該報告書の概要を記す。

1. 監査対象となった IRS のキャンペーン

LB&I は、重点施策として現在 57 のキャンペーンを実施しているが、そのうち以下の 2 つのキャンペーンが FATCA に関するもので、主にこれらのキャンペーンと FATCA データの利用が監査の主な対象とされている。

1	キャンペーン 896 (オフショア・プライベート・バンキング、 2019 年 3 月)	様式 8938「Statement of Specified Foreign Financial Assets（特定外国金融資産の明細書）」にて外国銀行口座の保有を報告していない個人である納税者を特定 注：様式 8938 は、米国外資産の合算値が一定の閾値を超えた場合に個人の米国納税者が、所得税申告書に添付される
2	キャンペーン 975 (FATCA 申告の正確性、2018 年 10 月)	様式 8966「FATCA Report（FATCA 報告書）」により米国外の金融口座に口座を保有している米国納税者を報告しなかった外国金融機関（Foreign Financial Institution：以下「FFI」）を特定

2. 監査結果、TIGTA 勧告、及び IRS レスポンス

1	FFI による FATCA コンプライアンス	2016 年～2019 年の 4 年間で、IRS は FFI から 34,152,420 件の様式 8966 を受け取った。そのうち、モデル 1IGA 締結国は、87%を占め、モデル 2IGA 締結国は、9%であった。IRS は、3 年ごとに必要となる FATCA に関する宣誓が適切に行われなかった FFI に対して、2019 年から FATCA 不遵守として特定し、FFI リストから抹消を行っている。なお、2019 年中に FATCA プログラムに参加している FFI に関しては、1,166 件が削除されたが、内 613 件は 2020 年中に、そして 553 件は 2021 年中に削除された。2019 年の数が多いのは、2017 年までを宣誓対象期間とする FFI の数が多いためと思われる。
2	キャンペーン 896 は、潜在的な過少報告者への対処を最近になってようやく実施した	キャンペーン 896 では、個人の米国納税者が、所得税申告書に添付する様式 8938 において報告すべき米国外口座を過少報告している者を特定するために 2017 年及び 2018 年を対象として、FFI が様式 8966 で報告した口座との照合を、2020 年に実施。その結果、潜在的な未申告若しくは過少申告されている口座は、2017 年に特定された 1,078 口座に対して 1,002 億米ドル、2018 年に特定された 1,205 口座に対して 1,571 億米ドルであった。

		<p>直近の報告では、キャンペーン 896 にて特定された納税者宛てに通知（Educational Letter）が 835 通送付されたとのこと。当該通知では、様式 8938 の内容が正確であるかの確認を促し、必要な手続を行うことが通知されている。IRS では、既にフィールドワークは終了しているが、税務調査の対象となったケースでは、まだ初期段階であり公表可能な情報はないとのこと。</p> <p>【TIGTA 勧告 1】照合において特定された過少報告者について、差異金額に基づく罰則を納税者に課す、又は継続的に過少報告を行う納税者について調査を実施することを含め、追加のコンプライアンス措置を検討すべきである。</p> <p>【IRS レスポンス】本勧告は既に対応している。</p>
3	キャンペーン 896 は、当初様式 8938 未申告者の確認を行っていなかった	<p>当初キャンペーン 896 では、様式 8938 にて米国外資産を過少申告している納税者を特定することに焦点を当てていたことから、潜在的な未申告者への対処が施されていなかった。これまでも TIGTA により、未申告者に対処するためのコンプライアンス活動を開始するよう勧告され、IRS は 2021 年 8 月時点で、2019 年を対象として未申告者を特定したとのことだが、対応が遅く 2021 年 6 月時点において当該キャンペーンの下、罰課金が納税者に対して課されておらず、税収は一切計上されていない。</p> <p>【TIGTA 勧告 2】様式 8938 を提出しない者を特定する手続を策定し、調査又は罰則を課すことを通じて、様式 8938 未提出者のコンプライアンスを促進すべきである。</p> <p>【IRS レスポンス】本勧告は既に対応している。様式 8933 未提出者の特定方法を有しており、未提出者を対象とする民事及び刑事に基づく調査を現在実施している。</p>
4	キャンペーン 975 は、FFI による不遵守を減らしていない	<p>キャンペーン 975 の下、様式 8938 を様式 8966 及び様式 1099 へ照合する作業が実施された。結果、提出義務を有するにもかかわらず提出を怠った FFI は、2016 年は 16,255 件、2017 年には 21,060 件であった。ただし、IRS の調査は、これらのうち、IGA 非締結国の FFI のみを対象としており、IGA 締結国の FFI は対象としていなかった。また、キャンペーン 975 では、不遵守に伴う米国外口座の金額を確認しておらず、当該キャンペーンによる税収も一切計上されていない。</p> <p>【TIGTA 勧告 3】キャンペーン 975 の対象範囲を IGA 締結国の FFI に拡大することを検討し、特定された FFI にコンプライアンスの措置を遂行すべきである。</p> <p>【IRS レスポンス】本勧告に同意し、キャンペーン 975 において、IGA 締結国の約 4,000 の FFI を調査し、潜在的な不遵守である 34 の FFI を特定した。これらの対処については現在実施している。</p>
5	TIN（Taxpayer Identification Number、納税者番号）及び GIIN（Global Intermediary Identification Number、外国仲介人識別番号）の欠如により、照合が困難となっている	<p>様式 8938 には、FFI の GIIN を入力する項目が用意されているものの、任意入力項目であり、多くの納税者は当該項目へ入力していない。様式 8966 には、口座保有者の TIN を入力する項目があり、FATCA 上は必須入力項目であるものの、モデル 1 国の FFI には IRS 通達 2017-46 により報告対象年 2017 年～2019 年に対して一定の要件の免除規定が適用されている。</p> <p>TIN もしくは GIIN のいずれであろうと、各種様式上の識別番号の欠如は FATCA 遵守を強化する上で課題となり、また、IRS にとって、米国納税者又は FFI による FATCA 遵守を確実にすることは困難である。</p> <p>【TIGTA 勧告 4】モデル 1 IGA を締結する国に、米国外口座を保有する個人の TIN を全 FFI が徴求・提出しなければならない旨の通知を行うべきである。</p> <p>【IRS レスポンス】本勧告に同意しない。モデル 1 IGA 締結国は、既に、FFI は、外国口座を保有する米国人（個人）の TIN を徴求・提出しなければならないことは認識している。</p> <p>【監査チームコメント】FFI が Notice 2017-46 を認識していると仮定することが問題を解決するとは考えない。TIN の欠如は FATCA コンプライアンスの継続的な課題となっている。TIN に関する要件を、再度通知することを勧める。</p>
6	FATCA コンプライアンスロードマップからの離脱	<p>IRS は、2016 年 1 月に FATCA 戦略を更新し、FATCA 報告要件の遵守を促進する、FATCA コンプライアンスロードマップを作成したが、2018 年 7 月の時点において、当該ロードマップは更新されておらず、また、計画されていた活動の大半については対応されていない若しくは限定的な対応となっていた。2018 年 10 月までに、IRS は、ロードマップから離脱し、2019 年 4 月には、ロードマップの代わりに 2 つのキャンペーンに焦点を当てていると報告された。当</p>

	<p>該キャンペーンはコンプライアンスの基準レベルや目標への具体性が欠けており、かつ、コンプライアンス目的で利用される FATCA データも限定的である。ロードマップには、小規模企業・自営業者局（Small Business/Self-Employed、以降「SB/SE」）が、様式 8938、1042、8966 により提出されたデータと、様式 1040（個人所得税申告書）により提出されたデータと照合する等、FATCA データの利用が予定されていたが、実施されていない。</p> <p>【TIGTA 勧告 5】FATCA キャンペーンが、その目標を達成し、税務コンプライアンスに影響を与えるために、効果的か否かを判定するため、同キャンペーンの目標、マイルストーン、及びスケジュールを策定すべきである。</p> <p>【IRS レスポンス】本勧告に同意する。現状のキャンペーンの評価基準は、これらのキャンペーンの進展と成功を記録するものであるが、目標、マイルストーン、及びスケジュールに関して評価基準に改良を加える。</p> <p>【TIGTA 勧告 6】SB/SE が様式 8938 のデータを使用した調査を実施し、徴求措置を実行可能とする情報共有プログラムの策定のため、調査・徴求機能について SB/SE 局の部長と連携する。</p> <p>【IRS レスポンス】当該勧告は実施済みとなっている。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

おわりに

今般公表された報告書を踏まえ、日本の金融機関には引き続き、以下の対応について留意されたい。

- 様式 8966 に TIN を有することは IRS のコンプライアンスへの取り組みにおいて極めて重要であるとされていることから、様式 8966 の必須入力項目である TIN の記入漏れや転記ミスがないことを徹底する
- FATCA 宣誓を怠ったことにより FATCA 不遵守となった FFI の登録抹消が開始されていることから、口座保有者として FFI 顧客が存在している場合、年に一度、当該 FFI が FFI リストから抹消されていないかを確認する
- 現状、デロイトトーマツのクライアントにて FATCA 報告における罰課金を課されたケースは見受けられていないが、当該監査による過少及び未申告者への罰課金についての勧告がなされたため、今後は申告漏れや過少報告等ないよう、報告データ抽出時における抽出漏れや報告金額のダブルチェック等、これまで以上に徹底することが必要である

なお、現時点において、FATCA に関するキャンペーンについて IRS からの具体的な指示等は公表されていないものの、今後キャンペーンの拡大について今後の動向に注視が必要である。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsumt.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsumt.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohmatsumt.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsumt.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsumt.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatsumt.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

